

# ウィリアム・ゴドウインの イギリス革命観

— その「イギリス共和制の歴史」  
を中心として —

鈴木 亮

は し が き

「無視された者に注意をむけ、忘れさられた者をお  
もいおこすために」 バーク

このバークの言葉は、ゴドウインの「イギリス共和制の歴史——その開始からチャールズ二世の王制復古まで」(全4巻)の各巻の扉に小さな字でかかげられたものである。このバークの言葉と書名とから容易にうかがわれるようにゴドウインの「イギリス共和制の歴史」は、イギリス革命史研究者によって、クラランダン伯以来の伝統を破ってはじめて1640—60年のイギリス革命に光をあてたという点でイギリス革命研究史上画期的なものであるという評価をうけている。ゴドウイン研究者の側でも、パンのために書かれたものの多いゴド

(1) William Godwin, History of the Commonwealth of England, From its commencement, to the restoration of Charles the second, London, 1824, vol. I. 1826, vol. II. 1827, vol. III. 1828, vol. IV.

内容の範囲は vol. I は 1640—45年, vol. II は 1645—49年, vol. III は 1649—53年, vol. IV は 1654—58年である。

使用されている史料は“The Journals of the Commons, printed in 1742.”と“The Journals of the Lords, printed in 1767.”がもっとも基本的なものである。David Hume の例の「英国史」の出版は1754—61年であるから、この史料を自由に使って歴史を書いたのはおそらくゴドウインが最初であろう。その他全巻を通して多く使われているものは、いずれも有名なものであるからここでは著者、編者名のみをあげておけばつぎの通りである。Edward Earl of Clarendon, J. Thurloe, J. Rushworth, B. Whitelock. (ただし個別的なもの、たとえばレヴェラーだけの史料のようなものは省略する。)

(2) 水田洋「社会思想史の旅」 p. 120. \*

ウインの晩年の著作の中で、この「イギリス共和制の歴史」を、ゴドウインがパンの問題をはなれて心血をそそいだいくつかの重要な著作のうちの一つに数えている。しかし、そうした評価と指摘にもかかわらず、この書物の内容にはこれまでほとんどふれられてこなかったように思われる。それゆえ、本稿では、この書物の内容の紹介と分析を試みつつゴドウインのイギリス革命をみる立場をさぐることによって、ゴドウインの思想の一面に光をあてたいと思う。

## I

まず、なにゆえにゴドウインは1640—60年の革命に目をむけたのであろうか。「イギリス共和制の歴史」第1巻、1824年2月10日付け序文で、その目的についてつぎのように記している。

「この島の歴史の中で、1640年から1660年に至るイングランドの政治の大部分を指導した人々の性格と行為ほど不適當にとりあつかわれてきたものはない。空位時代に活躍した人々は、復辟の直後には恐怖をもってかたられ、彼らについての回想はニューゲイト・カレンダーのやり方で書かれた。党派的な怒りによってはじまったものが怠惰によって継続されてきたのである。研究はおこなわれず、諸政策はその本当の創造者にまでたどられることはなく、裁判官、官吏、政治家の継承さえ見わけようのない混乱のままにおかれてきた。この欠陥をおぎない、主題に関する歴史的陳述の正しい論調を回復し、無視された者に注意をむけ、忘れさられた者をおもいおこし、あの多事な期間に計画され達成されたすべてのものに対して公平な審判を与えることがこの書の目的である。

---

\* 水田洋（編）「イギリス革命」中の同教授論文、p. 337.

C. Hill の「イギリス革命」の邦訳者田村秀夫氏の同邦訳書“あとがき” pp. 179—180.

浜林正夫「イギリス市民革命史」p. 296.

(1) たとえば、C. K. ポールはつぎのように書いている。「もう一度、彼（ゴドウイン）の仕事への興味は、たんにパンのために書くことにしばしばともなうエネルギーの麻痺にうちかった。そして、生みだされた本はいきいきとした立派なものであり、概しておどろくほど正確である。」

(C. Kegan Paul, William Godwin, His friends and contemporaries, London, 1876, vol. II, p. 291.)

『クロムウェルがこの国を征服した時、自由の精神は最高頂に達した。その事業は、世界が今まで見てきた政府に代って、共通の主張に一致して従ったもつとも偉大な天才達によって指導され支えられた』という Warburton の意見に何らかの真理らしいものがあるとしたら、つぎのようなことであろう。すなわち、彼らが活躍した期間が十分にあきらかにされ、彼らの仕事が冷静で且つ公平な言葉で叙述され終るまでは、わが国民の性格は決して十分に理解されえないし、英国史を書くことは決してできないということである。わが歴史におけるこの間隙をうめることが、この(本書の)企ての目的であった。<sup>(1)</sup>

ゴドウィンは1805年に、David Hume の「英国史」の規模に匹敵する「英国史」を書こうと考え、ある出版社とその契約までむすんでいた。その考えは実現しなかったようであるが、1809年(ただし、フレイシャーによれば、1815年出版)<sup>(2)</sup>には“*The Lives of Edward and Phillips, Nephews and Pupils of Milton,*”<sup>(3)</sup>を書いて、ミルトンの性格にあたらしい光をあてようとしていた。その他子供のための歴史書もいくつか書いて、当時の子供の歴史教育に大きな影響を与えていた。<sup>(4)</sup>このような一連の歴史研究と著述の中で、ゴドウィンが1640—60年の革命期がこれまで偏見と暗やみの中にとり残されてきたことに気づき、そこに光をあてなければ英国史の全体像を描くことができないと考えるに至ったとしても不思議ではない。それゆえ、わたくしはゴドウィンが「イギリス共和制の歴史」を書いた第一の目的は、以上のようないわば学問的なものであると考えてよいであろうと思う。

(1) W. Godwin, *History of the Commonwealth*, vol. I, preface.

なお本引用中にあるニューゲイト・カレンダーとは、ニューゲイト監獄暦報で同監獄の重罪囚人の経歴の記録である。18世紀から19世紀初めにわたる。

(2) *The History of England*, 1806. は子供のために書いたものであって、1805年に計画したものとは異なる。

(3) Cf. D. Fleisher, *William Godwin. A Study in Liberalism*, London, 1951, p. 51.

(4) 児童向けの歴史書は、前にあげたもののほかに“*Fables, Ancient and Modern,*” 1805. “*The Pantheon, or Ancient History of the Gods of Greece and Rome,*” 1806.

“*The History of Rome,*” 1809. “*The History of Greece,*” 1811. などがある。

これらは、かなり普及したらしく、ポールはつぎのように書いている。

「中年の多くの人々は、彼らがはじめて歴史にさそわれたのはすぐれた印刷とさし絵のあるこれらの小さな本を通じてであったということをおもいおこすにちがいない。」(C. K. Paul, op. cit., vol. II. p.131)

それでは、1640—60年の革命及び革命家達にニューゲイト・カレンダーのやり方に反対してあらたな光をあてるとすれば、どのような論証が必要であろうか。ゴドウィンはずぎのように書いている。「チャールズ一世の反対者達は自由のために戦った、彼らは他に仕方がなかったのであるということは、今日ほとんど一般に認められており、より十分には以下のページにおいてあきらかになるであろう。」<sup>(1)</sup>すなわち、第一は革命を戦った人々の理想の正当性を論証すること、第二には必要なことは革命の必然性を論証することである。

ゴドウィンが歴史的事実に公平な審判を与えるということは「証拠の公明で厳密な吟味 *fair and severe examination of evidence* と、人物を尊敬したりある主義を称讃したりすることが、著者をして事実の本性を誤解せしめたり、誤った説明をさせたりすることを許さないということ」<sup>(2)</sup>であって価値判断を排除することではない。ゴドウィンは自ら共和主義・自由主義の立場をあきらかにしてこの歴史を書いているのである。ただし、その場合、共和主義そのものの正しさについてはすでに1793年来の「政治的正義の研究」で論じられており、<sup>(3)</sup>ここでは自明のこととされている。それゆえ、革命の必然性の論証が主要なテーマとなるが、ゴドウィンがこの書で論証しようとしているのは、むしろ内乱の必然性であって革命自体の必然性ではない。歴史を理性の進歩とみるゴドウィンの歴史観にたてば、革命(=変革)<sup>(4)</sup>はある意味で必然的なのであるが、内乱は必ずしも必然的ではない。それゆえ、革命の個々のケースにおいて内乱の必然性が検討されなければならないのである。なお革命の原因については、従来宗教的原因をを主として考えてきたことを批判して、宗教的原因(宗教的寛容の要求)に加えて政治的原因(共和制の要求)を重視すべきことを主張していることは注目してよいことであろう。

最後に、ゴドウィンが1640—60年の革命を見なおそうとしたのは、それにつ

(1) W. Godwin, *History of the Commonwealth*, vol. I. p. ix.

(2) *Ibid.*, p. viii.

(3) W. Godwin, *Enquiry concerning Political Justice and Its Influence on Morals* (1st. ed. 1793 では *General Virture*) and *Happiness*, 1796, 3rd. ed., 1798. の Book V 参照。なおゴドウィンの政治理論については、拙稿「ゴドウィンにおける『政治的正義』の構造」(商学討究, 第11巻2号及び3・4号)ですでに検討しておいた。

(4) ゴドウィンの歴史観についても、わたくしは前掲論文でふれておいた。

ぎのような実際の意義を認めたからでもあった。すなわち、「イギリス共和制の歴史は、人類の記録の中で、他のどこでも見出しうるような事柄とはまったく異なった一章を構成する。すべての人々の進歩と幸福にもっとも役だつためには、諸国民及び諸民族はどのように統治されるべきかということは、われわれの考察に供しうるもっとも興味深い問題の一つである。国家の権力と指導を外見上一人の人間、すなわち王という種族にゆだねることから生ずる利益と損失が何であるかは、あらゆる人類の友が徹底的に吟味したいと思つてきた問題である。古代史において、われわれはもっとも堅固な土台の上にうちたてられた共和国のいくつかの例をもっているが、それらはいくつかの点でいちじるしくこの政治形態の信用を高めたように思われる。近代において、共和政治はおもに小さな領土をもつ政府にかぎられてきた。イギリス共和制は、この政治が大きな国家に試みられた重要な実験なのである。」<sup>(1)</sup>われわれがここからゴドウィンのなみなみならぬ実践的意欲を感じとることは誤りであろうか。この実験の失敗の原因から、彼は多くの教訓をひき出そうとしたのではなかつただろうか。ここではこれ以上の推測は避けねばならぬ。ただ一ついいうることは、この革命の失敗の原因を追求することが「イギリス共和制の歴史」の後半の重要な、ただし底を流れるテーマとなっており、それがクロムウェル批判の視角を形づくっているということである。

つぎにこの書の内容にたちいって検討することになるが、その場合以上のようなゴドウィンの目的と方法がどれだけ成功しているかはさしあたり問題ではない。問題なのは、ゴドウィンがイギリス革命をどのような立場からどう見ているかということである。それゆえ、わたくしはゴドウィンが革命の中にあらわれる諸々の党派をどのように批判し評価しているかをみながらゴドウィンの革命観をはっきりさせ、最後に「政治的正義の研究」の各版における立場との比較を試みたいと思う。

## II

以下、わたくしは便宜上つぎのような順序で検討していきたいと思う。すな

(1) W. Godwin, History of the Commonwealth, vol. 1, pp. 1—2.

わち、(a) 内乱の必然性、(b) 長老派と独立派、(c) レヴェラーズと独立派、(d) アイアランド征服、(e) クロムウェル独裁と共和制の崩壊である。

## (a)

ゴドウィンは、まず彼が共和主義の創始者達 *Founders of Commonwealth* とよぶ Edward Coke, John Selden, John Hampden, John Pym, らのすぐれた才能と資質、そして何よりもその共和主義の精神をほめたたえることからペンをおこしている。ロード＝ストラフォード体制の不正と弾圧と戦いながら、彼らはその共和主義の精神をそだてひろめていくのである。それはやがてクロムウェルの独立派にうけつがれていく。

ところで、1640年にはじまった長期議会のロード＝ストラフォード体制の破壊までは、反国王派はすくなくとも政治的には統一をみせていた。それゆえ、ゴドウィンは1793年の「政治的正義の研究」ではつぎのように書いていた。

「彼（チャールズ一世）の反対者達の最初の計画は、彼の権力を狭い明瞭な限界内に制限することであった。多年の闘争の後、この目的は1640年の議会によって（実際、ストラフォード卿の唯一の例をのぞいては）流血も騒動もなしに十分達成された。つぎに彼らは身分制的教会制度と王制をくつがえす計画を考えたが、それは非常に多くの人々の意に反するものであった。とくに後者の点は、疑いもなく国民の大多数の意に反するものであった。これらの目的がはなはだすぐれたものであることを認めるとしても、その目的を達成するために内乱という極点にまで問題をいそいですすめるべきではなかったのである。」<sup>(1)</sup>

しかし、「イギリス共和制の歴史」におけるゴドウィンはここにとどまってはいない。これは、後にもふれるように、立場の相違よりも事実認識の相違であろうとわたくしは考える。共和制史のゴドウィンは、内乱の必然性をチャールズ一世のどうにもならぬ不誠実と頑迷さにもとめているようである。たとえ

(1) W. Godwin, *Enquiry concerning Political Justice, and its Influence on Morals and Happiness*, Photographic facsimile of the third edition corrected, edited with variant readings of the first and second editions and with a critical introduction and notes, by F. E. Priestley, the Univ. of Toront Press, 1946, vol. III, p. 282. この引用部分は2版以後なくなった。なお本稿における「政治的正義の研究」の引用はすべてこの版による。

ば、彼はつぎのように書いている。「国王ともっぱら彼をとりまいてる彼の友人達は、議会の利用をやめる方がいいと考えた。チャールズは……〔譲渡〕手続に存した欠陥に対する非難をひそかに心の内にもつことなしには決して人民の主張に譲歩しなかった。その結果、〔チャールズにとって〕譲歩は本質的に無意味であって、都合のいい時にそのように〔無効である旨が〕宣言されればよかったのである。<sup>(1)</sup>」それゆえ、内乱は避けることのできないものであったのであり、その発端は1642年1月の五議員逮捕事件であった。国王のこの行為は、国王と議会の「完全な決裂」<sup>(2)</sup>を意味し、「宣戦布告の効果をもった」<sup>(3)</sup>と彼は書いている。

しかし、事態はそれだけにとどまらぬ。「国王と国民あるいはその代表者達との戦いは、必然的に人々を政治の主要な諸原理の吟味に導いたのである。<sup>(4)</sup>」かくして、内乱の深まるとともに政治原理（君主制を認めるか共和制か）をめぐる反国王派内部の対立が表面化し、内乱をより深刻にしたのも当然のなりゆきだったのである。ゴドウィンは内乱の必然性についてほぼ以上のように考えているようである。

(b)

しかし、議会派内部の政治的対立が表面化する前に、すでに宗教的対立があらわれていた。政治的対立はこの宗教的対立とかさなりあってでてくる。独立派、長老派という名称の起源は宗教的なものである。

ゴドウィンによれば、教会制度はその権力集中の度合の順につぎの五段階が考えられる。すなわち、1, Popery. 2, Diocesan. 3, Episcopacy. 4, Independency. 5, Erastianism. である。当時の議会内では2の支持者が王党派、3の支持者が長老派、4と5の支持者<sup>(5)</sup>とその他が宗教的独立派と区別された政治的独立派を形成していた。

ゴドウィンは、革命初期の長老派は法王制やそれに類似の身分制的な教会制

(1) W.Godwin, History of the Commonwealth, vol. I, p. 2.

(2) Ibid., p. 29.

(3) Ibid., p. 19.

(4) Ibid., p. 3.

(5) W.Godwin, History of the Commonwealth, vol. II, pp. 342—5.

度に反対し、世俗的利益との妥協を嫌う、良心的で敬虔なピューリタンだったと考えている。Bishop 制に反対する点では独立派の人々とかわらない。しかし、長老派には宗教的な寛容がなかった。「彼らの希望は監督制を廃して長老制をしくことだった。彼らは教会の統一とその会員の一致及び心からの同意について考え、かたった。そして、あらゆる宗派や多様な意見を彼らの神聖な宗教を汚すものと考えた。彼らは法という強い手で法王制や監督制をうち倒したかったのである。そして、同じ手段を、長老制自体がまだ十分に神聖でも清純でもない大胆に考えようとするものを抑圧するためにももちいようとしたのであった。」<sup>(1)</sup>それゆえ、彼らは言論・出版の自由をも恐れたのである。<sup>(2)</sup>

長老派と独立派の宗教的対立は、政治的な対立とからみあっていた。長老派の政治的特質を、ゴドウィンはずぎのようにみている。「政治においても、この党派の気質は宗教におけると同じ種類のものであった。その指導者は富んだ人々であり、もっとも著名な貴族のある者とかたく同盟をむすんでいた。彼らは特権の友であり、富んだ偉大な者が社会の残りの者に、共同で、あるいは個々で命令する権利を与えられているとかたく信じていた。彼らは王権による（彼らの権利の）侵害を嫌った。なぜなら、その侵害は彼らの特権と相容れないからである。だが、彼らはそれに劣らず社会の中、下層の人々の中に成長する大胆な精神も嫌った。」<sup>(3)</sup>結局、長老派は国王が自分達の特権を侵さないことと教会制度における長老制を要求しただけであって、王制そのものはむしろこれを擁護したのであった。かような長老派の主張は、そもそも事のはじまりであった自由も共和主義ももたらさず、革命そのものを意味のないものにしてしまう。それゆえ、1647年6月の軍の圧力による長老派議員の辞任、48年のプライドの長老派議員の追放が容認されなければならないのである。

長老派に対して、ゴドウィンは以上のような態度をとっている。

(c)

1646年、第一次内乱が終ると、長老派はニューモデル軍を解散させて独立派

(1) Ibid., p. 151.

(2) Ibid., vol. I, p. 335.

(3) Ibid., vol. II, p.335—6.



の力を切りくずそうとする。47年には騎兵隊の削減と歩兵隊解散の決議がなされ一部をアイアランド遠征に出そうとするに至り、軍隊内部にあらたな対立が生じてくる。それは議会〔長老派が優勢〕に対して妥協的な軍首脳をおしのけて未払給料その他の問題を直接議会と交渉しようという士官や兵卒達の動きであり、中心は平等派 levellers とよばれる人々であった。この派の運動は、47年3月の「平等派の大請願」で明確な形をとり、クロムウェルら独立派の政策に対立するに至るのである。

ゴドウィンは、われわれが現在平等派とよんでいる動きの中に二種類のものをみているようである。一つは John Lilburne や John Wildman らの動き、いま一つは Thomas Rainborough, Thomas Scot, Isaac Ewer らの動きである。ゴドウィンは、前者をクロムウェル暗殺をもくろむ陰謀家として描き、「あまりに潔白で自由な性格のゆえに、ひそかに彼ら（クロムウェルやアイアトン）を暗殺するという考えに耐えられない」人々たる後者にレヴェラーズという名称を付している。<sup>(1)</sup>

まず前者のうち多くのページ数がさかれているリルバーンについてみると、ゴドウィンは、彼がロード＝ストラフオード体制に命がけで抵抗した熱情と勇気をほめたたえているが、1645年にニューモデル軍の「厳粛な同盟と契約」に署名することを拒否して以来のリルバーンを一貫して非難している。非難の要点は、第一に利己的であり、自分のための自由しか考えなかったということ（ゴドウィンは、リルバーンが「厳粛な同盟と契約」に署名しなかった理由の一つに、内戦の初期に彼が東部連合軍に従軍したがその時の未払給料の支払要求が通らなかったことを考えている。<sup>(2)</sup>）、第二にリルバーンは真の愛国者ではなかったということ（自由か専制かという祖国の危機に、自分の未払給料やロード体制下でうけた苦痛に対する賠償要求などに精力を費して議会に協力しなかったばかりか反対すらした。愛国者は利己的ではないはずだ。<sup>(3)</sup>）、第三に政治的理解が狭く、一つ一つの事件を全体との関連でみることができなかった<sup>(4)</sup>

(1) W. Godwin, History of the Commonwealth, vol. II, pp. 435—6.

(2) Ibid., pp. 437—54.

(3) Ibid., pp. 14—22.

(4) Ibid., pp. 411—31.

ということ（それゆえ、リルバーンは広い見地から妥協するということを知らなかった。たとえば、クロムウェルもリルバーンとともに Manchester 伯の軍事指導を非難したが、マンチェスターが軍からしりぞけられるとクロムウェルはマンチェスターへの非難をやめた。クロムウェルは市民にもどったマンチェスターを政治的に利用できると思ったからで、こうした態度はリルバーンには理解できなかつたとゴドウィンはいう。<sup>(1)</sup>）、第四に、第三とかかわるが、リルバーンは革命という異常な時にも平時のルールを厳しく要求したこと（たとえばリルバーンはチャールズ一世裁判のための特別裁判所の設置に反対して、一般の市民と同様に従来の刑法を適用すべきことを主張したが、そうすれば、国王は陪審員に対する拒否権を使用することができ、事実上釈放されることになる。）<sup>(2)</sup>、以上であらう。

ゴドウィンがレヴェラーズとよぶ人々に対する批判は、リルバーンへの批判の三番目が大体あてはまるであらう。たとえば、1647年のアジテーターのクロムウェル批判に対して、ゴドウィンはつぎのように書いている。「クロムウェルとアイアトンは、もっとも困難な仕事に責任をもっていた。それは……いろいろな利害を考え、多くの分裂している党派と意見をなだめたり調停したりすることを必要としていた。デマゴグたちはこのことについて何も知らなかつたのである。彼らは、企てたところにまっすぐに且つ熱烈に突進しないものは何でも不正直と見て、裏切りと宣言したのである。国王、あるいはその追随者とのあらゆる妥協を、彼らは政治的信条を裏切るものと考えたのである。」<sup>(3)</sup>したがって、レヴェラーズの運動が反乱の形をとるに至るや、ゴドウィンはクロムウェルのレヴェラーズ弾圧を是認する。たとえば、1647年のプトニー会議の「提案要綱」に反対したレヴェラーズの反乱で、クロムウェルは反乱者一人を処刑したが、それに対してゴドウィンはつぎのように書いている。「われわれは、かかる小さな犠牲で偉大な目的を<sup>(4)</sup>とげるといふ考えをいただいた人の気質と寛大さを声高らかに賞讃したい。」しかし、ゴドウィンはそこに政治の責任と

(1) Ibid., pp. 7—10.

(2) Ibid., pp. 49—50.

(3) Ibid., pp. 439—40.

(4) Ibid., p. 467.

政治にさけることのできない冷酷さをもみつめていることは注目すべきであろう。すなわち「クロムウェルは……彼が鎮めた反乱の試み……を許した。彼はそれを小さな犠牲でおさえた。しかし、この一つの生命といえども、彼の鋭敏な知性の社にささげられた犠牲なのである。——ここに政治家の性格があらわれている。」<sup>(1)</sup>

以上がレヴェラーズに対するゴドウィンの態度であるが、彼は、長老派と独立派の間にみたような階級的相違及び政治的主張の原理的な相違を、独立派とレヴェラーズの間にはみていないのである。たとえば、「提案要綱」に対するレヴェラーズの反対を、単に表現上の問題（一時的、妥協的な表現に満足できない）としてしかみていないのであり、<sup>(2)</sup>レヴェラーズへの批判は、もっぱら、彼らが現実の条件を無視しておりせっかちであったという点にむけられているのである。

(d)

1649年1月のチャールズ一世の処刑によって、イギリス共和制の歩みは事実上はじまった。「今や政治の手綱をにぎった人々から是非とも求めるべきことは、国家という馬車を導き、それをその道からそらそうとする者を恐れさせておくための断固たる手と確固とした決意である。」<sup>(3)</sup>すなわち、この段階で何よりも必要なことは、共和制をまもるということである。王党派への弾圧は勿論のこと、レヴェラーズへの弾圧もやむをえない。この立場から、ゴドウィンは「イギリス帝国主義の最初の大勝利」＝「イギリスデモクラシーの最初の大敗北」といわれるアイアランド征服をも容認するのである。<sup>(4)</sup>

チャールズ一世処刑の報が伝わるや、国王派のオルモンド伯はチャールズ二世を三国の王と宣言し、すでに議会派に対立するに至っていたスコットランド軍の支持を期待してアイアランドに渡り、そこを国王派の根拠地にしようとし

(1) Ibid., pp. 467—8.

(2) Ibid., pp. 373—80. ゴドウィンはこの「提案要綱」を当時の事情にまったくあったものであり、妥協的な表現をとってはいるが共和主義の精神で貫かれたものであるとたたえている。

(3) W. Godwin, *History of the Commonwealth*, vol. III, p. 39.

(4) C. Hill, (ed.) *The English Revolution, 1640*. 田村秀夫訳, p. 78.

た。ゴドウィンによれば、アイアランド人民の四分の三がオルモンドの味方であり、アイアランドは共和国にとってきわめて危険な存在となっていたのである。事実、オランダに亡命していたチャールズ二世は、スコットランドかアイアランドに渡り、そこから王位を奪回することを狙っていた。したがって、ゴドウィンによれば、アイアランド征服は「あたらしい共和国の最初の対外的事業であり、それが十分巧く成功裡におこなわれることが、その政府の安定及びそれ〔共和国〕が諸外国の間でもつべき重みと尊敬にとって、最高度に重要なものであった。」<sup>(1)</sup>そして、その重任をはたしたのはクロムウエルであった。クロムウエルのアイアランド征服の際の残虐行為は有名であるが、ゴドウィンはそれもやむをえないものだったとして以下のように考えている。

すなわち、カトリック教徒たるアイアランド人の支配はきわめて残酷なものであり、自分達が抵抗できると考えているかぎりイギリスの共和主義者に抵抗をつづけるであろう。しかも、共和国の隣りに陰謀と敵意の巢をのこしておくかぎり、共和国の安定と名誉はありえないであろう。ゴドウィンによれば、クロムウエルはこのように考えて「二つの恐ろしい悪」の一方を選んだのである。彼はつぎのように書いている。「クロムウエルの考えが正しかったということ、そして彼がとった方針〔過酷な手段—これが一つの悪〕は戦争が長びいて無限の血を流す〔これがもう一つの悪〕のをふせぐためにもっともよく考えられたものであったということ、このことはおそらく認められねばならない。」<sup>(2)</sup>

このように、ゴドウィンは、共和制をまもるという立場から、アイアランドの征服のみならずその際にとった過酷な手段さえも容認するのであるが、同時にそのような残酷な征服は当然服従と奴隷の精神を生み出すというマイナスの側面も指摘してはいる。また、この時「クロムウエルは、その性格がいかに洗練され慈愛深くあろうとも、残酷と恐怖の行為に夢中になって、そうした行為をやりとげることができる」ということをしめしたという、前述のレヴェラーズ弾<sup>(2)</sup>圧に際して指摘されたと同じ政治家としてのクロムウエルの二重性が指摘され

(1) W.Godwin, History of Commonwealth, vol. III, p. 145.

(2) Ibid., p. 150.

(3) Ibid., p. 151.

ている。  
(1)

なお、ディガーズについてはわずかに一ページをさいてその運動が注意をむけるに価しないものであったと書いているにすぎない。  
(2)

(e)

アイアランドとスコットランドの征服にもかかわらず共和制は安定しなかった。国王派、長老派、レヴェラーズが共和制を攻撃していた。国民の中では、国王派と長老派が圧倒的に多かった。しかるに現在の共和制は独立派の支持しかえていない。「この党派争いを和解させる……共通の原理が必要だ。その原理は王制であるにちがいない。」  
(3) 王制は軽薄な大多数の人民に適したものをもっている。国王派も長老派も王制をもとめている。彼らに王を与えてスチュワート家の者どもの希望を絶ってやろう。「われわれは、人類が突然空想的完全性の水準にあがることを期待することはできない。われわれは、彼らの先入観に自らを適応させ、彼らの偏見を利用しなければならない。」  
(4) クロムウエルは、このように考えて独裁を決意した。もちろん、クロムウエルは自由を愛しており、専制君主になるつもりはなかったが、国王の地位への野心はもっていた。  
(5) クロムウエルが独裁を決意した過程を、ゴドウィンは以上のように説明している。

ゴドウィンによれば、このクロムウエル独裁への第一歩は長期議会の解散にはじまった。長期議会は、革命中一貫して「専制と特権の絶対的反対者であり、自由に基礎をおく政府と政治的条件の熱烈な支持者」  
(6) という性格をある程度までもちつづけてきた。しかし、その長期議会も、いくたびか国王派議員と長老派議員を追放することによって、1640年に506人であったのがチャールズ死刑後は150人になっていた。いまや革命が一つの転機にきていたことは確かなのである。ゴドウィンはつぎのように記している。「彼ら〔長期議会〕は、

(1) このアイアランド征服についてのゴドウィンの考え方は、スコットランド征服についてもそのままあてはまる。

(2) W. Godwin, *History of the Commonwealth*, vol. III, p. 82.

(3) W. Godwin, *History of the Commonwealth*, vol. III, p. 302.

(4) *Ibid.*, p. 435.

(5) *Ibid.*

(6) *Ibid.*, p. 485.

彼ら〔ハンブデンやピム〕がはじめたものを完成した。彼らは議会の決定的な敵を征服した。彼らは内乱を終わらせ、専制政治を倒した……。彼らの栄光を完成するために残されているすべては、彼らが彼らの権力に終止符をうち静かに彼らの権力を後継者の手に渡すことだった。<sup>(1)</sup>」しかし、すべてがまだ「混乱と不安定の状態にあった。」国民の三分の二は国王派と長老派であるゆえに、<sup>(2)</sup>総選挙をすれば彼らが圧倒的多数をとることはあきらかであった。そうすれば共和制の崩壊である。それゆえ、「静穏な状態を回復し、現政府が権力を安全につぎの政府にひき渡すことができるように、あらゆる準備的諸策をほどこすことが現に立法権をにぎっているものの仕事であった。」<sup>(3)</sup> 国务会議の設立はその第一歩であった。しかし、そうした準備は、次第に高まる議会解散要求その他にさまたげられているうちに、クロムウエルの野心によって決定的にうちくたかれてしまうのである。最後に共和制を顛覆したのは、クロムウエル自身にほかならなかった。「もし彼（クロムウエル）が、罰あたりにも共和国をひっくりかえさなかったら、共和国の運命はどうなっていたらろうか、それはわれわれにもわからない。」<sup>(4)</sup>のである。

このゴドウインの長期議会の解散に反対する態度は、クロムウエル独裁の成立と同時にクロムウエルの批判者となって長期議会の復活を要求した Thomas Harrison, Henry Vane, Edmund Ludlow ら、いわゆる共和派への同情と支持につながっている。たとえば、その一人であるハリスンについてつぎのように評価している。「彼が犯した最大の誤りは、1653年4月の長期議会解散の際にクロムウエルを支持したことであった。」<sup>(5)</sup>だが彼は、クロムウエルがプロテクターに就任するや、クロムウエルに公然と反対するに至った。この「彼の判断は議論の余地ない彼の誠実さに劣らず健康であった。」<sup>(6)</sup>

しかし、ゴドウインは直接行動によってクロムウエル独裁を倒そうとする anabaptist その他の運動には批判の目をむける。それは、彼がクロムウエルの

(1) Ibid., p. 109.

(2) Ibid.

(3) Ibid., p. 109—10.

(4) Ibid., p. 304.

(5) Ibid., vol. IV, p. 380.

(6) Ibid.

独裁にある程度の進歩性，というよりは利点を認めることにもよるであろうがそれよりもつぎの理由が大きい。すなわち，「あたらしい政府に抵抗し，それを打倒しようと努力することは，判断 *discretion* の問題である。かかる企てをはじめるとは，行動することである。われわれは，とくに政治的問題において，またそれが国民の幸福にかかわりをもっている場合には，その目的がその手段によって「確かに」達成されるという手段の確実さを確信することなしには，その行動を正当化することはできない。」<sup>(1)</sup>ということである。この観点から，クロムウェルに対する傍観者的な批判勢力としての共和派，とくにハリスン，ヴェーン，ラドロウ，ブラッドショウをゴドウインは支持しているのである。ハリスンは第五王国派に属していたが，ゴドウインはハリスンが第五王国派のほう起には関係しなかったとみており，またヴェーンのパムフレット “A Healing Question Propounded and Resolved, in Reference to the Invitation to a General Fast, 1656.” が，57年の第五王国派の反乱の理論的基礎になったというサーローの説に，ヴェーンのその文書が第五王国派の *manifesto* <sup>(2)</sup> に正反対の性格をもっていることを指摘して反対しているのである。<sup>(3)</sup>

ところで，この長期議会擁護の態度に関してつぎのような問題がでてくるであろう。すなわち前に述べたように，解散時の長期議会は独立派だけの，いわゆる「残部」議会になっていた。国民の三分の二が王制をもとめており，且つ左右からの解散要求が次第にたかまってきた。そうだとすれば，かの「残部」議会は，大多数の人民の意に反して国家を統治する権利をもつであろうか。それに対するゴドウインの答えをさがすとすれば，つぎのような文章であろう。

「理論は否という。しかし，人の世の複雑な事件において，あらゆる場合にあてはまる理論はない。快樂と苦痛を感じ，楽しむことも苦しむこともできる人々の間では，一般的利益が最高の法であって，他のすべてのものはそれに対

(1) Ibid., p. 381.

(2) Ibid., pp. 374—5. なお第五王国派の *manifesto* の title は A Standard Set up, whereunto the true seed and saints of the Most High may be gathered together, for the Lamb, against the Beast and the False Prophet; or the Principles and Declaration of the Remnant, who have waited for the blessed appearance and hope, 1657.

(3) Ibid.

して場所を譲るのである。……権力奪取者 *usurper* [もっともよい意味でこの語をもちいるのだが] が、……もし彼の計画したあらゆるよいことを成就し [最後に] 彼の無制限の権力を、それを健全に使用できるように準備された人民の手にひき渡すのであったら、そして人民が賢く、有徳に、幸福になるのであったら、そうだ——彼 [*usurper*] は絶対に立派にやったのである。<sup>(1)</sup>

それならば、クロムウエルの独裁をも認めることにならないだろうか。否である。なぜなら、クロムウエルの独裁は必ずしも必要ではなかった。彼は野心をもっており、解散の不適當な時期に長期議會を解散するという誤りを犯した。しかもその野心から、護民官時代、もっともすぐれた有能な共和主義者や何の罪のない人々まで「ひんぱんに投獄」するという最大の不正をおこなった。<sup>(2)</sup> かくして、彼は「ほんの一握りの人々をのぞいて、全国民から偉大なことをなしとげようとする熱意も奪ってしまった。彼は政治的自由 *public liberty* という名に対して懐疑的たれと同胞に教えたのである。彼は、チャールズ二世治下のあらゆる不品行、非人間性、迫害、墮落への道を準備したのであった。<sup>(3)</sup> 自由の友であり、イギリス共和国の樹立という大事業を指導したそのすばらしい政治的才能と熱情の所有者であり、そしてまたその独裁もチャールズの専制と異なっていくつかの進歩的側面を含んではいても、クロムウエルはこのような決定的な批判を受けねばならないのである。<sup>(4)</sup>

クロムウエルの独裁と共和制の崩壊について、ゴドウィン<sup>(5)</sup> はほぼ以上のように考えている。すなわち、ゴドウィンは、共和制崩壊の客観的条件は国民の大部分（三分の二）が王制に執着——それは共和制がよい政策をとれば次第に減少するであろうとゴドウィンは考えている——していたことであるとし、それゆえにそうした条件と戦わねばならなかったクロムウエルに同情を示しつつも共和制崩壊の直接的原因をクロムウエルの野心及びそれにもとづく政治的判断

(1) *Ibid.*, vol. III, p. 120.

(2) *Ibid.*, vol. IV, p. 599.

(3) *Ibid.*, vol. III, p. 304.

(4) ピューリタンの立場からイギリス革命をみるカーライルの場合には、クロムウエル批判はほとんどみられない。クロムウエルは神の使命をはたす英雄なのである。そこでは長期議會の役割は、クロムウエルへの讃辞のかげにかくれてしまう。

(5) *W. Godwin, History of the Commonwealth*, vol. III, p. 119.



の誤りにもとめているものを考えられるのである。<sup>(1)</sup>

### III

つぎに、これまでみてきた「イギリス共和制の歴史」におけるゴドウィンの立場と「政治的正義の研究」におけるそれとの異同について考えてみたい。

革命を1640年のロード＝ストラフォード体制の崩壊の段階にとどめるべきであったという前にみた引用は、「政治的正義の研究」第一版(1793年)の第四編第一章からのもので、この章は<sup>・</sup>圧政に対する反抗の方法について論じたものである。そこで、ゴドウィンは暴力を原則的に否定して「真理をかたる」ことによる反抗方法を説いているのであるが、暴力を全面的絶対的に否定しているわけではなく、切迫した場合の、主として自己を防衛する場合には暴力の使用を認めているのである。前に引用した部分のすぐ前で彼はつぎのように書いている。「一言でいえば、暴力に関して一般に確立されたもの、すなわちあらゆる(暴力以外の)他の方法が無効であるような場合以外に暴力は決してもちいられるべきではないということをここでおもいおこすことは適當である。それゆえ、政府に対する反抗の問題において、暴力はもっとも切迫した必要のない場合には決して使用されるべきではない。すなわち、兇漢からわたくしの生命をまもるにも似た、間一髪をいれずして致命的な結果があきらかにおころうとしている場合以外には、暴力は決してもちいるべきではないのである。」<sup>(2)</sup>

ところが、第二版以後この部分はまったく書きあらためられた。そこで、ゴドウィンは抵抗を個人的なもの<sup>(3)</sup>と国民によるもの<sup>(3)</sup>とにわけ、個人的なものを更に個人間のものと個人と政府の間のものでわけて考えている。そして個人間の「個人の邪悪を暴力的にふせがないことから生ずる害悪が、暴力が必然的ともなってくる害悪よりも大なる場合」にのみ暴力の使用を是認するのである。

ゴドウィンの抵抗の理論は、抵抗が正当化されるのは、その抵抗から「結果

(1) ゴドウィンがこの「イギリス共和制の歴史」で実際にとりあつかっているのは、1656年の cromwell の死までである。それから1660年のチャールズ二世の復位までは当然のなりゆきであったとみているが詳細は与えられていない。

(2) W. Godwin, Enquiry concerning Political Justice, vol. III, pp. 281—2.

(3) Ibid., vol. I, pp. 260—1.

する善の大いさが、それ〔抵抗〕をさしひかえることから結果する善よりも大であるということである。」という功利主義的な論理にもとづいており、個人的な抵抗の場合でも「政府自身を倒すことによって以外に目的が達せられない」ような政治的な問題の場合には、「数千の人々の生命や数百万の人々の運命」を危険にさらすことになるのでほとんど認めることはできないのである。

つぎに、政府に対する国民の抵抗についてであるが、「国民」という言葉を吟味することによって、ゴドウィンはつぎの三つの場合を考える。第一は国民という語が全部を意味する場合であって、その場合には政府の変革に暴力をもちいる必要はない。第二は大多数 majority を意味する場合であって、この場合も一国民の大多数にはさからえないのだから暴力に訴える必要はない。それゆえ、暴力をもちいる可能性のあるのは、変革をのぞむ少数者が自らの味方の勢力を過大評価した場合及び多数者の大部分が烏合の衆であったりする場合など、実際には社会の少数者の反抗の場合である。ゴドウィンは、その少数者の目的がいかにくぐれたものであろうとも、暴力に訴える理由はないと主張して時間をかけて理性を啓蒙することによる変革を説くのである。たとえば、「その〔革命と暴力〕むすびつきは本質的でも必然的でもないけれども、革命と暴力とはあまりにもしばしば社会制度の重要な変革と時期を同じにしてきたということは忘れられるべきではない。過去においてそのようにしばしばおこったものは、未来においても時にはおこらないともかぎらない。それゆえ、真の政治家の義務は、たとえ彼がまったくそれ〔革命〕をふせぐことができないとしても、革命をおくらせることである。それがおこるのがおそければおそいほど政治的善悪の観念がいっそう多く前もって理解されるようになり、革命にとともなる害悪がそれだけ少なく、また悲惨の度合も小さくなると信ずることはもっともなことである。」と書いている。このような考え方はつぎの文章のしめすように第一版にも存在した。すなわち、「われわれのチャールズ一世に対する反抗は、国民を二つの部分に分割したのに対し、アメリカ及びフランスの革命

(1) Ibid., p. 261.

(2) Ibid., p. 262.

(3) Ibid., p. 263.

(4) Ibid., p. 283—4.

にはなぜあれほどまで（もし関係した群衆を考えるなら）すこしの異議の声もなく、あらゆる階層の、あらゆる人々の一般的同意があったのであろうか？その理由は、前者が17世紀の事件であったのに対し、後者は18世紀におこったからである。アメリカ及びフランスの場合には、シドニーやロックやモンテスキューが反省する力強い精神をもった多くの人々に篡奪の悪を確信させていたからである……。」  
(1)

しかし、こうした共通性にもかかわらず、そこには微妙な相違のあることも認めないわけにはいかない。すなわち、第一版では政府に対する、やむをえざる場合の暴力的反抗をとにかくも認めているのに対し、第二版以後は、それを個人的な自己防衛にかぎり、政治的な場合には少なくともおもてむきはほとんど否定していることである。もちろん、前に引用したように、過去の重要な変革がしばしば暴力をともなったことを認めてはいる。しかし、そうした過去の事実を、変革者の立場からやむをえなかったのだと肯定する理論的、道徳的根拠は、第二～三版ではほとんど見出だせないのである。更に、「骰子がなげられ、宣言が発せられてひっこみがつかなくなった時には、混乱が大きかろうと小さかろうと、知恵は必らず真理の味方となる。」(2)という第一版の意気ごみも二版以後では後退しているのである。それゆえ、「チャールズ一世の反対者達は自由のために戦ったのである。彼らは他に仕方がなかったのである」(3)という「イギリス共和制の歴史」の立場は、「政治的正義の研究」の第一版に近いといえるだろう。そのことを示すもう一つの文章をあげておこう。「人類の革新をのぞむ人が、常に肝にめいずべき二つの原理がある。すなわち、常時的改良を真理の発見と伝播の本質とみなすこと、自分の理論を実行にうつす前に幾年もが経過することを喜んで耐えるということである。だが、どんなに彼が警告しても、性急な群衆が理性の静かな進歩に先んじて走ることもあろう。彼もまた知恵の指示した時期に数年も先んじて革命がおこったとしても、それらすべての革命に手きびしい判決をくださないであらう。」これもまた第二版以後姿  
(4)

(1) Ibid., vol. III, p. 286.

(2) Ibid., p. 161.

(3) W. Godwin, History of the Commonwealth, vol. I, p. 9.

(4) W. Godwin, Enquiry concerning Political Justice, vol. III, p. 286.

を消した個所である。

この「政治的正義の研究」の第一版と第二～三版の相違のうちもっとも重要なものは、はっきりした言葉ではあらわれていないけれども、第一版が1791年4月の C. J. Fox へのゴドウィンの手紙にあらわれていたような今や革命の時期であるという意識で書かれた（第一版は1791年5月におもいたち、9月に書きはじめられた）のに対し、第二～三版ではそうした意識がうすれているように感ぜられることである。たとえば、第二版のでた翌97年2月4日付の“The Enquire”の序文で、ゴドウィンはつぎのような反省をおこなっている。

「フランス人の共和主義の原理はまだ揺籃期であるのに、革新の友の語調はいささか傲慢にすぎた。彼らの心は激昂と醗酵の状態にあった。また彼らは気が短かく性急であった。彼らの厳しさの中には野蛮に好都合なものがある……。

著者もこの感染から免れなかったことを告白する。同じ党派に味方した人々は、今は彼らの激烈さをやわらげている。そして著者もまた彼らにともなって彼らの現在の段階に至ったのである。以前と同様な革新の情熱をもって、今はずっと忍耐強く平静だと感じている。」イギリスにはいまだ革命の時期はきていないと考えはじめていたのであろう。1820年には、はっきり、いまだイギリスは「普通選挙」を実現するまで成熟していないと書いていた。そのような判断を「イギリス共和制の歴史」を書く時にももっていたかどうかは不明である。しかし、「イギリス共和制の歴史」の革命観が、「政治的正義の研究」の第二～三版よりは第一版のそれに近いということの背後に、1825年の団結禁止法廃止に象徴される急進主義運動＝議会改革運動の再度のもりあがりを考えることは不可能ではないであろう。

最後に、フレイシャーは、この「イギリス共和制の歴史」を書いた時のゴドウィンの中には「政治的進歩の必要な条件に関する見解とそれに矛盾するイギリス共和主義運動の見解」との矛盾する二つの見解がやどっているように見え

(1) C.K.Paul, op. cit., vol. I, pp. 75—76. なお、この点については拙稿「前掲論文」参照。

(2) W.Godwin, The Enquire, Reflections on Education, Manners and Literature, 1797, pp. ix—x.

(3) 1820年3月27日の Henry Blanch Rosser への手紙。Cf. C. K. Paul, op. cit., vol. II, p. 265.

そこにゴドウィンの理論への信頼の度合が「政治的正義の研究」を書いた時よりも減少しているのではないかという問いを出している。<sup>(1)</sup> もっともフレイシャーは、ゴドウィンの一貫性を証明しようとしているのであるが、わたくしは、つぎのように考えている。すなわち、社会的・政治的事件の展開の中に事実として必然性も認識することと彼の道徳哲学からの要請との矛盾と緊張の意識がある程度までゴドウィンの中に芽生えかけていたのではないかということである。たとえば、彼がつぎのようにいう時前述のごとき「イギリス共和制の歴史」の、「政治的正義の研究」の第一版への近さにもかかわらず、ゴドウィン自身が気づいている以上にゴドウィンの道徳哲学の危機は深刻なのである。すなわち、「一国の政治は……理論において克服される困難と実践に還元される困難とをもった複雑な科学なのである。書齋において哲学者が想像的な政策の図式を考え出し、人類が、もし情熱も偏見ももたなかったら、いかに立派に政治的共同社会 *political community* という形に結合されるかを示すことは比較的容易である。しかし、不幸にして、昔も今も人間は情熱の創造者であって、……冷静と思索の示すところからはなれるのである。」<sup>(2)</sup> このことはまた、ゴドウィンの方法における、演繹法と帰納法の併用（統一ではなく）と対立の問題としても考えることができるであろう。

(1) Fleisher, op. cit., pp. 129—30.

(2) W. Godwin, *History of the Commonwealth*, vol. IV, p. 579.